

レンタサイクル ご利用規約

本規約は、一般社団法人紀北町観光協会(以下「当協会」とする)のレンタサイクルを利用する利用者に対して適応されるものとする。なお、この規約に定めのない事項につきましては、法令または一般の慣習によるものとする。

第1条(目的)

当協会は、E-BIKE レンタルの利用を通じて、利用者の旅の充実を図るとともに、紀北町の観光振興とスポーツサイクル文化の普及に寄与することを目的とする。

第2条(利用資格)

レンタサイクルは、次の各号の全てに適合する利用者のみ、利用することができるものとする。

- 1.当協会の趣旨に賛同し、本規約およびその他の交通規則を守ることができる方。
- 2.当協会から連絡が可能な電話を所有している方。
- 3.貸出日に身分証明書を携帯しており、当協会スタッフに提示できる方。
- 4.スポーツサイクルの利用に耐えうる健康状態の方。
- 5.酒気を帯びていない方。
- 6.暴力団関係者でない方。
- 7.18歳未満の場合は貸出期間中、親権者または18歳以上の方(以下「保護者」とする)が同伴できる方。なお、この場合は利用申込に際し、保護者の直筆署名と、保護者の身分提示が必要となる。保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。
- 8.過去にレンタサイクル費用の滞納がない方。
- 9.その他、当協会が利用に適すると判断した方。

第3条(予約)

- 1.利用者は原則貸出希望日の利用日を含めた3日前までにWEB申込、または当協会へ電話することで予約ができる。
- 2.電話予約の際は、利用者の氏名と年齢、身長、当日連絡のできる電話番号、貸出台数、貸出希望日時を確認する。
- 3.状況によって、貸出できない場合がある。
- 4.貸出日当日、予約時間に遅れそうな場合は、当協会まで連絡が必要である。
- 5.予約申し込みで確認した身長と実際の身長が異なり、貸出自転車の適応身長に適さない場合は、安全を確保するため貸し出しをお断りする場合がある。

第4条(予約の変更)

- 1.利用者は、予め当協会へ連絡し、承諾を受けることで、予約を変更することができる。
- 2.予約日当日の予約変更は原則できないものとする。

第5条(予約のキャンセル)

- 1.利用者は、貸出希望日前日の営業終了時間までに当協会へ連絡することで、予約のキャンセルをすることができる。
- 2.事前に連絡がなく、予約時間から1時間が経過した場合、自動キャンセルとなる。

第6条(利用申込手続き)

利用申込手続きは、以下の通りとする。

- 1.当協会スタッフとともに、貸出期間と貸し出す自転車と付属品(以下「貸出商品」とする)を確認する。
- 2.レンタサイクル申込書に所定事項を記入する。
- 3.レンタサイクル申込書と身分証明書を確認し、身分証明書の写しを控える。なお、身分証明書の写しは、商品返却後、破棄するものとする。
- 4.貸出料金の精算を行う。貸出料金および保証金は別途定めた通りとし、原則として前払いで精算する。
- 5.利用者とスタッフ貸出商品に整備不良がないこと等を一緒に確認する。

第7条(貸出商品の返却)

- 1.利用者は、貸出商品を返却予定時間までに返却する。
- 2.貸出商品は、貸し出した時と同じ状態で返却する。異常または故障があったときは、速やかにスタッフに伝える。
- 3.貸出商品の返却時に車体の状態確認後、保証金の返金を行う。

第8条(貸渡契約の成立)

- 1.貸出商品の貸渡契約は、利用料金を受領し、利用者に貸出自転車を引き渡した時点で成立するものとする。
- 2.事故盗難その他、当協会の責によらない事由により利用者が予約した貸出商品を貸し出すことができない場合には、当協会は利用者からの予約への承諾を取り消すことができるものとする。

第9条(利用申込の無効)

当協会は、利用者が貸出期間中に次の各号に該当した場合は、何らの通知をすることなく利用者からの申込を無効とし、直ちに貸出商品の返還を請求できるものとする。この場合、第6条で受け取った貸出料金および保証金は一切返金しないものとする。

- 1.本利用規約に反する行為を行った場合。

2.利用者の責に帰する事由により事故を起こした場合。

第 10 条(貸出時間超過)

- 1.返却予定時間を過ぎそうな場合、速やかに当協会まで連絡をしなければならない。
- 2.貸出時間を超過して返却した場合、利用者は別途定める超過料金を支払うものとする。
- 3.返却遅延により次の利用者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合は、利用者がその損害を賠償するものとする。
- 4.返却時間を経過しても、利用者からの連絡がなく返却もされない場合は、電話、郵便、電子メール等で確認させていただく場合がある。なお、連絡しない場合であっても、本規約に従い、追加料金は発生する。

第 11 条(盗難・故障)

- 1.貸出商品について、故障または破損した場合は、直ちに運転を中止し、当協会まで連絡する。
- 2.自転車パンクした場合も同様に連絡する。
- 3.利用者の責に帰すべき事由により、貸出商品を故障または紛失した場合、損害金額を利用者に請求する。
- 4.自転車から離れる場合は、必ず施錠する。

第 12 条(事故)

- 1.貸出期間中に事故があった場合、速やかに当協会まで連絡する。
- 2.必要な場合は、警察に連絡する等、法令で定められた処置を利用者自身でとる。
- 3.利用者の責に帰すべき事由により、当協会または第三者に損害を与えた場合、利用者はこれを賠償するものとする。
- 4.事故起因による自転車の故障によって利用者や第三者に損害が発生したとしても、当協会は一切の責任を負わないものとする。
- 5.事故について示談が必要な場合には、利用者自らの責任で行うものとする。
当協会は、事故のついて一切の責任を負わないものとする。
- 6.事故が発生した場合、身分証明書の写しは一定期間保管する。
- 7.加入している保険の範囲内で補償する。

第 13 条(禁止行為)

- 1.利用者は第三者に貸出自転車を転貸してはならない。
- 2.利用者は、貸出期間中、次に定める禁止行為を行ってはいけない。

- i .無謀な運転、酒気帯び運転。
- ii .危険箇所、不適切な場所または方法での使用。
- iii .歩行者等の通行障害になるような行為。
- iv .貸出商品の構造、装置等の改造及び変更。
- v .その他、法令等に反する行為

第 14 条(不可抗力事由による途中終了)

貸出期間中、天災、その他の当協会およびお客様のいずれも責に帰さない不可抗力の事由により、貸出商品が使用不可となった場合には、貸渡契約は終了するものとする。また、貸出料金は返金されないものとする。

第 15 条(信義則)

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載されていない事項が生じた場合は、利用者及び当協会は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

第 16 条(合意管轄裁判所)

本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、当協会を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 17 条(規約の変更)

利用規約の内容は事前に告知することなく変更される場合がある。変更した規約は WEB サイト上に表示した時点より、効力を生じるものとする。

附則

この規約は、令和 6 年 11 月 1 日より施行する。